年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・ 雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡 大を実現し、地方創生につなげていくことが重要です。

また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の大筋合意を踏まえ、TP Pにより経済環境等が変化する中で、中小企業・小規模事業者等の顧客の海外 展開を支援すること等も必要となると考えております。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長 分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが 重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、 当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰り に万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営 課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められ ています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の 円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・ 小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応 し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、 事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行 い、企業や産業の成長を支援すること。

- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。
- (4)「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5)上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以上